

熊本県条例第5号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第87号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改め、同項第110号中「8,900円」を「12,700円」に改め、同項第114号を次のように改める。

(114) 建設業法第27条の26第1項の規定に基づく経営規模等評価

経営規模等評価等手数料 8,100円に建設業法第27条の23第1項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業（以下「審査対象建設業」という。）1種類につき2,300円を加算した額

第2条第1項第114号の次に次の2号を加える。

(114) の2 建設業法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値の通知

総合評定値の通知に係る手数料400円に審査対象建設業1種類につき200円を加算した額

(114) の3 建設業法第27条の35第1項の規定に基づく経営状況分析

経営状況分析手数料 15,900円

第2条第1項第354号中「第20条の2第7項」を「第20条の2第9項」に、「第38条の4第17項」を「第38条の4第19項」に改め、同項第355号中「第39条の7第10項」を「第39条の7第9項」に改め、同項第356号中「第39条の7第12項」を「第39条の7第11項」に改め、同項第427号の次に次の2号を加える。

(427) の2 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査

高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可申請手数料 29,200円

(427) の3 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査

高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可更新申請手数料 11,300円

第2条第1項第428号中「第3条」を「第45条」に、「又は医薬品」を「、医薬品」に改め、「変更の許可証」の次に「又は高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可証」を、「販売先等変更許可証」の次に「又は高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可証」を加え、同項第429号中「第4条」を「第46条」に、「又は医薬品」を「、医薬品」に改め、「変更の許可証」の次に「又は高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可証」を、「販売先等変更許可証」の次に「又は高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可証」を加え、同項第556号中「第14条第4項」を「第14条第6項」に改め、同項第557号中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改め、同項第562号中「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改め、同項第563号中「第14条の4第5項」を「第14条の4第7項」に改め、同項第567号中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同項第618号から第620号までを次のように改める。

(618) から (620) まで 削除

第2条第1項第623号の7から第623号の11までを次のように改める。

(623) の7から (623) の11まで 削除

第2条第1項第623号の14の次に次の9号を加える。

(623) の15 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査

使用済自動車引取業者登録申請手数料 3,000円

(623) の16 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査

使用済自動車引取業者登録更新申請手数料 3,000円

(623) の17 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査

使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料 5,000円

(623) の18 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査

使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料 5,000円

(623) の19 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査

使用済自動車解体業許可申請手数料 78,000円

(623) の20 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査

使用済自動車解体業許可更新申請手数料 70,000円

(623) の21 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破碎業の許可の申請に対する審査

使用済自動車破碎業許可申請手数料 84,000円

(623) の22 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破碎業の許可の更新の申請に対する審査

使用済自動車破碎業許可更新申請手数料 77,000円

(623) の23 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

使用済自動車破碎業の変更許可申請手数料 75,000円

第2条第1項第654号中エをオとし、ウをエとし、同号にウとして次のように加える。